

平成 20 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社大真空
コード番号 6962 大証 1 部
代 表 者 名 取締役社長 長谷川 宗平
問 合 せ 先 取締役 管理統括
石井 孝利
T E L (079) 426-3211

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 20 年 4 月 18 日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、株主総会が「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議することができる旨を規定する定款変更の議案を、平成 20 年 6 月 27 日に開催予定の当社定時株主総会（以下「今期定時株主総会」といいます。）に付議する旨決定するとともに、変更された定款に基づき、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の決定の議案を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

本プランは、あくまで当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであり、当社株券等の大量買付者に対して、その買付目的や方法、買付対価の種類・算定根拠等の内容など、十分な情報提供と適切な評価期間を要請することにより、株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするための大量買付ルールを定めるものです。大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付に応じるか否かについての株主の判断の機会を奪うものではありません。

なお、平成 20 年 3 月 31 日現在において、当社株券等の大量買付行為の具体的な提案はなされておりません（なお、当社の株式の状況は、別添 1 のとおりです。）。

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（本プラン）

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 **（会社法施行規則第127条（平成18年法務省令第12号）にいう、当社の財務及び事業の方針を支配するものの在り方に関する基本方針）**

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社グループの買収を企図した当社株券等の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株券等の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、大量買付行為に応じることを株主の皆様へ強要するおそれがあるもの、大量買付行為の内容や大量買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものや、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうといった、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあります。したがって、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

当社取締役会としては、上記のような不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えており、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記Ⅲ. で記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

1. 当社の経営理念・経営ビジョン

「世界中すべてのお客様に『信頼』でお応えする。」。当社グループは、これを経営理念としており、「『信頼』を合言葉に、顧客を志向した創造的かつ効率的な経営を実現して、継続的利益の創出と社会貢献を行なう。」ことを経営ビジョンとしております。

電子部品の製造販売を行う事業として、その企業価値を高めるためには、顧客

に『信頼』でお応えすること、すなわち「信頼される人間」、「信頼される製品」、「信頼される企業」であり続けることが重要であり、そのためには顧客志向の創造的で効率的な経営により、良質な製品を社会に提供し、また、環境にも配慮し、社会の持続的な発展に向けて貢献し続ける必要があります。

当社グループとしては、かかる経営理念・経営ビジョンの実現により、企業価値ひいては株主様の共同の利益の向上が図られ、基本方針の実現に資するものと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別の取組み

当社グループは、当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、具体的に以下の取組みを行っております。

① 効率的な経営の推進及び高付加価値の創出

当社は、1959 年創業の水晶を利用した電子部品メーカーであり、自社生産の人工水晶を用いて、一般水晶振動子、音叉型水晶振動子、及び発振器、フィルタ、光学製品等の水晶応用製品を製造販売しており、販売エリアは日本を含めたアジアを中心に、欧米にも展開しています。

これら水晶デバイスの用途は、AV 等の家電製品、携帯電話などの通信機、PC、自動車等の電子機器全般です。

当社グループの連結業績は、2000 年のバブル崩壊後の 2002 年、2003 年の 2 期にわたって低迷していました。そこで、当社グループは、以下を主な基本方針として、事業構造改革を進め、水晶応用製品水晶事業への特化、新製品戦略を推進しました。

- ・ 効率的な経営の推進
 - － 利益重視、キャッシュフロー重視、バランス重視の経営の推進、「人・モノ・設備」の投資効果の最大化、スピーディー、フレキシブルな業務プロセスの確立。
- ・ 高付加価値の創出
 - － 他社より半歩先行した新製品、既存製品の改善による付加価値の創出、新市場開拓による付加価値の創出。
- ・ 成長性の確保
 - － 新市場開拓、新規顧客開拓による成長性の確保、新規事業の創出による成長性の確保

その結果、水晶応用製品の販売実績が著しく増加したほか、2001 年以降減少していた一般水晶振動子、音叉型水晶振動子についても、2005 年 3 月期から増加に転じるなど、業績は著しい回復を遂げました。

このように、当社グループは、2000 年バブル以降、効率的な経営の推進及び高付加価値の創出等により一定の成果を上げてきましたが、今後も、更なる経営効率の改善を進め、成長製品と得意分野に経営資源を集中し、より付加価値の高い新製品を開発していきます。

② グローバル体制の確立

当社は、販売子会社を米国、ドイツ及びアジアの4箇所の国と地域に、製造子会社をインドネシアと中国の天津に設置しています。台湾の子会社であるハーモニーエレクトロニクスは、自社ブランドと当社の両者の製品を製造販売しており、またこのハーモニーエレクトロニクスは、タイと中国シンセンに製造子会社を持っています。

当社グループは、日本国内の製造子会社1社を含め、12社で構成しております。

当社グループとしては、当社グループ発展の鍵として、海外拠点の充実化は必要不可欠であると考えております。国内拠点は、マザー工場としてノウハウの蓄積と海外拠点へのスピーディーな横展開を図り、海外拠点は、グループ全体の支援を受けて事業の早期立上げと成熟化・自立化を図り、当社グループの総力を集めて、より一層のグローバル体制を確立していきます。

③ やりがいある職場づくりと「人財」育成

高付加価値製品を創出するためには、当社グループ社員が高い能力を有することが不可欠であり、そのためには、社員の能力が向上し、あるいは高い能力の社員が集まる組織の実力・魅力の向上が不可欠であると考えます。

当社グループは、「企業は人なり」で社員の個性を尊重し、夢の実現にチャレンジする企業風土を形成すべく、やりがいある職場づくりと「人財」を育成していきます。

④ コンプライアンスの徹底

3つの信頼行動基準10項目に則り、関係する法令等の遵守及び企業倫理を励行し、経営理念にかなった企業活動を行うとともに、社会から信頼される企業を目指します。

⑤ 製品安全に関する活動

当社グループは、製品安全性に関して、従業員・顧客・ユーザー及び環境に対する潜在的なリスクを最小限にするため、日常業務を通して製品安全性に留意した活動を推進しております。

⑥ 環境活動

当社グループは環境保全活動を重要な経営課題の一つと捉え、長期環境行動計画に基づき、環境負荷を削減した環境配慮製品の創出、地球温暖化防止や廃棄物の削減など環境に配慮した事業活動の展開、ステークホルダーとのコミュニケーションと社会貢献活動の活性化、グループ環境経営体制の構築と社員の環境意識のステップアップのための教育等を行っております。

当社グループは、今後も、環境と調和する企業活動を通して、持続的に発展

可能な社会の創造に貢献します。

以上、これらの取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、また、企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えております。したがって、かかる取組みは基本方針に沿うものと考えます。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 当社株券等の大量買付行為に関する対応策の基本的方針（本プラン）の必要性

当社グループの事業範囲は、一般水晶振動子、音叉型水晶振動子、及び発振器、フィルタ、光学製品等の水晶応用製品と広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウは、その多くが企業秘密となっております。したがって、社外の大量買付者からの提案を受けた株主の皆様が、時間的制約が課された中で、そのような研究開発の成果やノウハウの事業化の可能性や、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を適切に評価して当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を適正に判断することは容易ではないと思われます。

そこで、当社株券等の大量買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルールに従って進められることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するといえます。

したがって、以下に定める大量買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上述した基本方針に照らして不適切な者によって大量買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置を含めた対応策を導入することといたしました（以下、当社株券等の大量買付行為に関する対応策の基本的方針を「本プラン」といいます。）。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランの対象となる当社株券等の大量買付行為とは、特定株主グループ¹の議

¹ 特定株主グループとは、

① 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）及びその共同保有者（同法 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は

② 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

決権割合²を 20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行おうとする者を「大量買付者」といいます。）とします。

3. 大量買付ルールの概要

本プランにおける大量買付ルールとは、①事前に大量買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、又は株主意思確認総会（下記 4. (1)にて定義いたします。以下、同じ。）を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大量買付行為を開始する、というものであり、その具体的内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れにつきましては、別添 2 にその概要を図の形でまとめておりますので、併せてご参照ください。）。

(1) 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大量買付行為ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にてご提出いただきます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会（本プランの適正な運用及び本プランに関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成されます。詳細は下記 5. (1)をご参照ください。以下、同じとします。）が妥当と認める文言とします。

- ① 大量買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大量買付行為の概要

² 議決権割合とは、

① 特定株主グループが、注 1 の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。

又は

② 特定株主グループが、注 1 の②記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書並びにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

(2) 大量買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報として取締役会に当初提供していただく「情報提供リスト」を大量買付者に対して交付します。

当該情報の具体的な内容は、大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

なお、当社取締役会は、大量買付者から受領した意向表明書や情報提供リストに係る回答などを、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、意向表明書や情報提供リストに係る回答に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、買付者等に対して自ら又は当社取締役会を通じて必要な情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大量買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに独立委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大量買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、大量買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大量買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実並びに交付日を開示いたします。

また、当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実を、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された大量買付情報につき、当社取締役会が株主の皆様への判断のために必要であると認めた場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者、並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大量買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、並びに当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実現の可能性、大量買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大量買付行為の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただく場合があります。）
- ③ 大量買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等（算定の前提と

なる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

- ④ 大量買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的内容、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容並びに関連する取引を含みます。）
- ⑤ 大量買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大量買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を含みます。）
- ⑥ 大量買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会あるいは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(3) 当社取締役会における評価・検討、意見の開示

当社取締役会は、大量買付者からの大量買付情報の提供が完了した後、原則として 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は原則として 90 日間（その他の大量買付行為の場合）を当社取締役会による大量買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後、又は下記 4.（3）により株主意思確認総会を開催する場合には株主意思確認総会終了後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。なお、大量買付者が大量買付情報の提供を完了したと判断できるか否かについては、当社取締役会は独立委員会に諮問し、その判断に従うものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大量買付行為に関連する事項について諮問し、又は、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等（以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら、提供された買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告等（下記 5. にて定義いたします。以下、同じ。）を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告等をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大量買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記 4. に記載の当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、又は株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、独立委員会の承認を条件として、当社取締役会は取締役会評価期間を最大 30 日間延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 大量買付行為がなされた場合の対応

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款上認められる対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。

大量買付者が大量買付ルールを遵守しているか否かの認定、及び対抗措置発動の適否・対抗措置の内容については、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合でも、当社取締役会は、下記 (3) c. に定める要領に従って当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします（但し、下記 (3) b. 記載のとおり、独立委員会現任委員全員の一致により、当社取締役会に対して株主意思確認総会招集勧告がある場合に限ります。）。

(2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

a. 原則

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合、大量買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大量買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくことになります。但し、下記 b. または c. に該当する場合を除くものとします。

b. 取締役会による対抗措置発動の場合

大量買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家の助言を参考

にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が、当該大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため、当社取締役会の決定により、例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大量買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。なお、以下の①ないし⑧のいずれかに該当するか否かについては、外部専門家の意見を参考にして、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定するものとします。

この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社の株券等を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）である場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業活動上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、顧客その他の営業秘密等を、大量買付者及びそのグループ会社等に廉価で委譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者である場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者である場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社のグループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者である場合
- ⑤ 大量買付者における当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大量買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域社会等の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大量買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含ま

れている場合等、公序良俗の観点から当社の支配権を取得することが不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

- ⑧ その他、①ないし⑦に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

c. 株主意思確認総会による意思確認

大量買付ルールが遵守されている場合であっても、上記 b. ①ないし⑧の類型に該当するか否かに関わらず、当社取締役会が、

- (i) 上記 b. の①ないし⑧に該当するおそれがあるなど、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあると判断した場合
- (ii) 大量買付行為における株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれに限らない。）が当社の企業価値に照らして不十分又は不適切であると判断した場合
- (iii) その他対抗措置の発動につき株主の皆様のご意思を確認するのが相当であると判断した場合

以上の場合には、当社取締役会は、下記（3）c. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくことができますものとします（但し、下記（3）b. 記載のとおり、独立委員会現任委員全員の一致により、当社取締役会に対して株主意思確認総会招集勧告がある場合に限ります。）。

（3）対抗措置をとる場合の手続

- a. 上記 4. （1）に記載のとおり当社取締役会の決定により対抗措置をとる場合、及び上記 4. （2）b. に記載のとおり当社取締役会の決定により対抗措置をとる場合には、対抗措置を講じるに先立ち、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の当否その他の事項（以下「諮問事項等」といいます。）について、独立委員会に諮問又は照会を行います。独立委員会は、当該諮問事項等について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、当社取締役会に対して勧告又は意見（以下「勧告等」といいます。）を行うものとします。これを受けて、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かにつき、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。当社取締役会は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会が上記の勧告等を行うに際し、独立委員会現任委員の全員が対抗措置を発動すべきか否かについて株主意思確認総会を招集すべきであると判断した場合は、その旨の勧告を行うことができますものとします（以下「株主意思確認総会招集勧告」といいます。）。独立委員会から株主意思確認総会招集勧告があった場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、4. （3）c. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断をいただくものとします。

- b. 上記 4. (2) c. 又は上記 4. (1) なお書きに記載のとおり株主意思確認総会を開催する場合においても、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集するに先立ち、当該株主意思確認総会開催の要否について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会現任委員の全員が当該株主意思確認総会の開催を必要と判断したときは、独立委員会現任委員の全員の一致により、当社取締役会に対して株主総会意思確認総会召集勧告を行うものとします。独立委員会から株主意思確認総会召集勧告があった場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、4. (3) c. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断をいただくものとします。
- c. 株主意思確認総会召集勧告があった場合、当社取締役会は、以下の要領に従って、株主意思確認総会を開催するものとします。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。
- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を定め、本基準日の 2 週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
 - ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主とします。
 - ③ 株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によって決するものとします。
 - ④ 当社取締役会は、株主意思確認総会において発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定の上、公表します。
 - ⑤ 大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株券等の買付けを開始した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、上記 4. (1) の定めに従い、対抗措置を発動することができるものとします。
 - ⑥ 株主意思確認総会の結果はその決議後速やかに開示するものいたします。対抗措置の発動が承認された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会の決議に従って、遅滞なく対抗措置の発動を決定するものいたします。
- d. 当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てを選択した場合の概要は別添 3 に記載のとおりです。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

本プランの適正な運用及び本プランに関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社は、独立委員会を設置することといたしました。

独立委員会の委員は 3 名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締

役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。独立委員会規程の概要については、別添 4 をご参照ください。

なお、独立委員会設置当初における委員は、別添 5 に記載のとおりです。

また、独立委員会の委員に異動が生じた場合には、当社取締役会は、その旨を速やかに開示いたします。

(2) 対抗措置の発動の手続

大量買付者が大量買付ルールを遵守しているか否か、また、大量買付ルールが遵守されている場合でも当該大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか等について、当社取締役会の判断の合理性を担保するために、大量買付者等が出現した場合において、上記 4. (3) 記載のとおり、当社取締役会は、独立委員会に諮問又は照会を行い、独立委員会は、諮問事項等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。

また、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

(3) 対抗措置発動の停止等

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大量買付者が大量買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量買付者が大量買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日の後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより株主の皆様が新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

反対に、大量買付行為又はその提案に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後に、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対し改めて当該大量買付行為に関する勧告等を求め、独立委員会の再勧告等を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、当該大量買付行為に対する対抗措置を発動するこ

とがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更

(1) 本プランの導入手続

本プランの導入については、株主の皆様の意思を反映するため、今期定時株主総会において、以下の事項につき株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

ア 別添 6 記載のとおり、当社の株主総会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更または廃止をその決議により決定できる旨の規定を新設することを含めた定款変更議案を今期定時株主総会に付議します。

イ 上記ア記載の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、変更後の当社定款第 17 条 1 項の規定に基づき、今期定時総会における普通決議により、本プランの導入のご承認をお願いすることとしております。

(2) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、今期定時株主総会終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続については、当社の定時株主総会の承認を経ることとします。

(3) 本プランの廃止及び変更

本プランは、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本プランを変更することがあります。なお、今期定時株主総会において本プランについてご承認いただいた以降に、本プランを変更する場合には、原則として、株主総会において改めて出席株主の皆様のご賛同をいただいた上で、変更するものとしませんが、本プランの内容及びその趣旨を変えず、かつ、当社株主に不利益を与えないことが明らかな場合には、独立委員会の承認を得た上で、取締役会の決議により本プランを変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

7. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 4. に記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役が上記 4. に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大量買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する予約を行っている株主の皆様を除きます。）に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。株主の皆様が新株予約権の行使期間内に金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。また、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項に従い新株予約権を取得することを決定した場合には、当該新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大量買付者等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提出を求めることがございます。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が

行われた後、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様へ割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ちした日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大量買付者等については、大量買付ルールを遵守しない場合や、大量買付ルールを遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社が当該措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランは、大量買付者が大量買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起するものであります。

IV. 本プランが基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと、並びにその理由

1. 本プランが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様へ与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を確認することになります。

このように本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本プランが株主共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ.に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、このような基本方針の考え方に沿って設計され

るとともに、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、また、2006年4月施行の大阪証券取引所「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う関連諸規則の一部改正」による買収防衛策の導入に係る適時開示制度に沿って設計されており、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、今期定時株主総会において、本プラン導入等を株主総会の決議により決定することができる旨を規定する定款変更の議案、及び変更された定款に基づき今期定時株主総会に本プランの決定に関する議案をお諮りさせていただきます。さらに、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本プランを廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様のご意思に沿うものとなっております。この点でも本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

3. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大量買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役会で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を2年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは、上述のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本プランの延長を行うことができず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大量買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見を取りまとめ、代替案の提示、大量買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動

する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかです。

以 上

別添 1：当社の株式の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数 79,479,000 株

(2) 発行済株式の総数 45,246,212 株（自己株式 2,564,279 株を含む。）

(3) 株主数 6,610 名

(4) 大株主（上位 10 名）

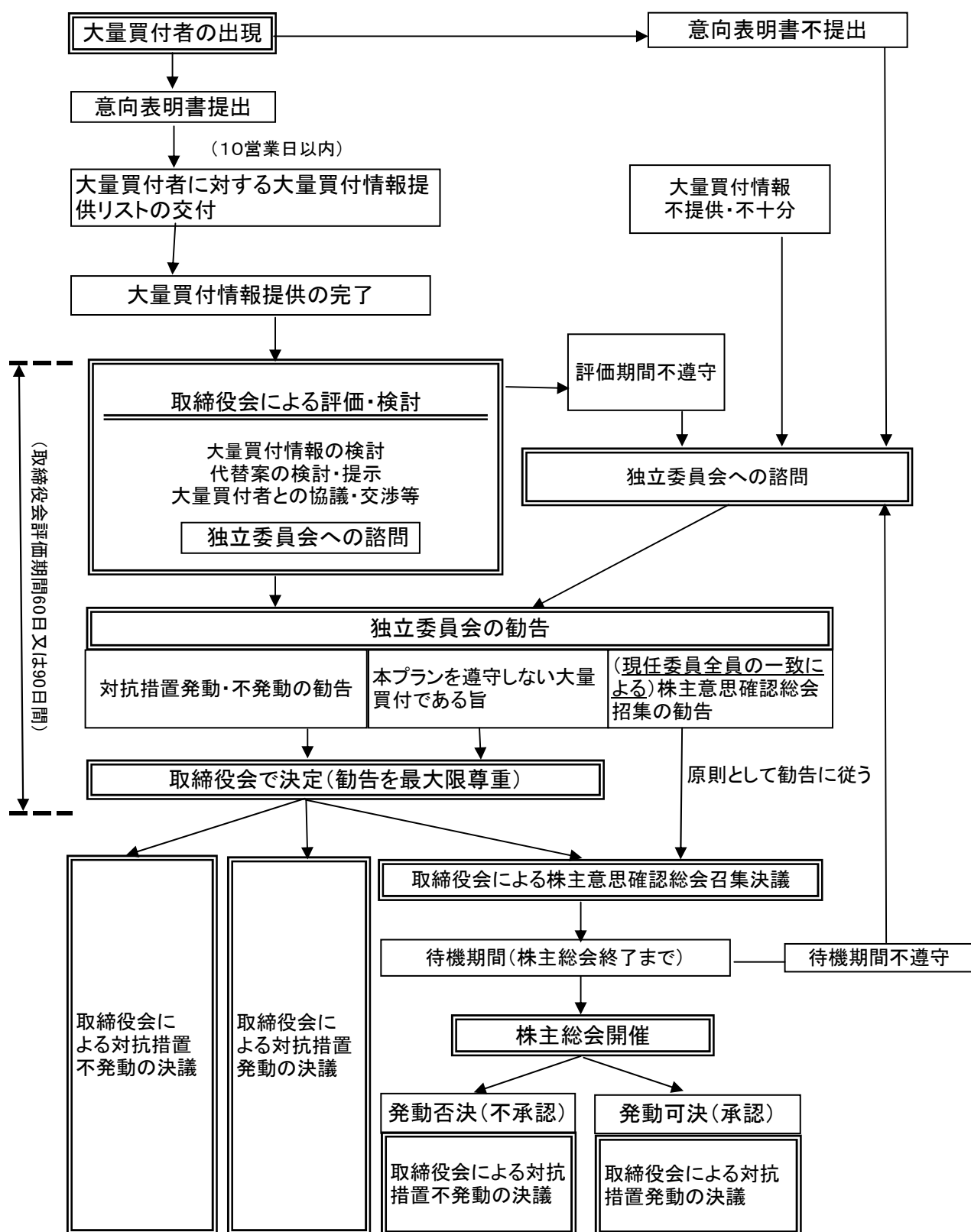
株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	出資比率（％）
財団法人長谷川福社会	3,000,000	6.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	1,894,000	4.19
長谷川宗平	1,717,287	3.80
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・イ ンターナショナル・ピーエルシー	1,277,000	2.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,240,000	2.74
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	1,133,000	2.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	1,084,000	2.40
第一生命保険相互会社	1,016,000	2.25
日本生命保険相互会社	1,003,800	2.22
クレディエットバンク エスエイ ルクセンブ ルジョワーズーシリウス ファンドー・ジャパン オパチュニティズ サブ ファンド	728,000	1.61

(注) 上記のほか、自己株式が 2,564,279 株あります。

出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

以 上

本プランに関する手続の流れ



注：上記図は、本プランの手続の概略を理解しやすい表現で示したものにすぎません。
詳細は本プランをご確認くださいようお願いいたします。

別添3：新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2.の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大量買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないことを新株予約権の行使条件として定める。その他行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 当社による新株予約権の取得

(ア) 大量買付者を含む特定株主グループに属する者等新株予約権の行使ができない者以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。

(イ) 新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認

める場合には、当社が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得できる旨を定めることがある。

(ウ) その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

別添４：独立委員会規程の概要

(※ 当社は、本概要に基づき、本プランの運用および対抗措置の発動に関して独立委員会
が依るべき手続及び判断基準を定める独立委員会規程を策定するものとします。)

(1) 設置決議機関

独立委員会は当社取締役会の決議により設置するものとする。

(2) 委員

①員数

独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は３名以上とする。

②資格

独立委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う
経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、
当社取締役会が選任する。なお、有識者は、会社経営者、官庁出身者、投資銀
行業務に精通する者、弁護士、公認会計士又はこれに準ずる者とする。

③選任

独立委員は、当社取締役会の決議により選任する。

④任期

独立委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
関する当社定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議に
より別段の定めをした場合はこの限りでない。

(3) 独立委員会の権能

① 勧告等

独立委員会は、取締役会が独立委員会に諮問又は照会する、以下に規定する事
項について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、取締役会に対して勧告又は
意見（以下「勧告等」という。）を行う。取締役会は、独立委員会の勧告等を最
大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かにつき、取締役会評価期間内に速
やかに決定するものとする。

- i) 当社株券等の大量買付が行われる場合に、当社株主の適切な判断及び取
締役会としての評価・意見形成・代替案の提示のために必要かつ十分な情
報が大量買付者から提供されているか否かについて、並びに、大量買付者
から必要かつ十分な情報が提供されていないときは、追加で一定の期間内
に提供を求めるべき情報について
- ii) 本プランに定める手続が遵守された場合において、対抗措置を講じるか
否かについて
- iii) 本プランに定める手続が遵守されていない場合において、対抗措置を講
じるか否かについて
- iv) ii) の場合において、取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否
かについて

- v) 対抗措置を発動する手続を開始した後において、当該対抗措置の発動を維持することが相当か否かについて
- vi) 対抗措置を発動すべきか否かについて株主意思確認総会を招集すべきか否かについて
- vii) その他、上記に関連する事項について

② 取締役等の招集

独立委員会の前記①の評価・検討は独立委員のみで行い、取締役は評価・検討の場に同席しない。但し、独立委員会は、その評価・検討に必要な情報を収集するために、取締役、従業員等又は監査役を出席させることができる。

③ 取締役等に対する資料提供の要求

独立委員会は、取締役、従業員等又は監査役に対し、その評価・検討に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

④ 外部専門家の助言の要求

独立委員会は、当社の費用負担で、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）から、評価・検討に必要な専門的な助言を得ることができる。

(4) 勧告等の決定の方法

独立委員会における勧告等の決定は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれ行う。

株主意思確認総会召集勧告の決定は、現任の独立委員全員の一致により行う。

以 上

別添５：独立委員会委員の略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の３名が就任いたします。

塩 見 征 夫（しおみ いくお） 昭和１８年１月２日生まれ
昭和３６年４月 大阪国税局採用
平成３年７月 神戸税務署副署長（法人担当）
平成５年７月 大阪国税局調査第一部特別国税調査官
平成６年７月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官
平成８年７月 大阪国税局不服審判所神戸支所国税審判官
平成９年７月 大阪国税局課税第二部消費税課長
平成１０年７月 大阪国税局総務部税務相談室長
平成１１年７月 茨木税務署長
平成１２年７月 尼崎税務署長
平成１３年８月 税理士事務所開設
平成１６年６月 当社監査役就任（現任）

- * 塩見征夫氏は、会社法第２条１６号に定める社外監査役であり、当社の株式１,０００株（保有比率０.００２％）を保有しております。
なお、上記を除き、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

川 上 章 夫（かわかみ あきお） 昭和２６年７月２２日生まれ
昭和５４年９月 公認会計士第２次試験合格
昭和５４年１１月 中谷公認会計士事務所入所
昭和５５年１月 陽光監査法人（現新日本監査法人）入社
昭和５５年８月 公認会計士第３次試験合格
昭和６３年４月 川上会計事務所開業
平成４年１０月 パルコンサルタンツ株式会社設立
代表取締役就任
平成１８年５月 アスタリスクワークス株式会社設立
代表取締役就任（現任）

- * なお、川上章夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

板 場 利 夫（いたば としお） 昭和２２年３月１５日生まれ
昭和４０年４月 株式会社兵庫相互銀行入行
昭和５５年２月 灘支店営業統括責任者
昭和６０年７月 寝屋川支店長
平成３年６月 取締役 洲本支店長
平成８年１月 株式会社みどり銀行大阪支店長
平成９年６月 わかば保険代行株式会社代表取締役
平成１７年６月 株式会社コタニ 常勤監査役（現任）

- * なお、板場利夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

別添 6：変更定款の内容

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 8 章 買収防衛策</u>
(新 設)	<u>(買収防衛策の導入等)</u>
	<u>第 41 条 株主総会は、当社の株券等の</u> <u>大量買付行為に関する対応策</u> <u>(以下「買収防衛策」という。)</u> <u>の導入、継続、変更および廃止</u> <u>について決議することができる。</u>
	2. <u>前項に規定する買収防衛策の</u> <u>導入、継続、変更および廃止と</u> <u>は、当会社の財務および事業の</u> <u>方針の決定を支配する者の在</u> <u>り方に関する基本方針に照ら</u> <u>して不適切な者によって当会</u> <u>社の財務および事業の方針の</u> <u>決定が支配されることを防止</u> <u>するために、当会社の発行する</u> <u>株式その他の権利の買付行為</u> <u>に関して、当該買付行為を行う</u> <u>者が遵守すべき手続およびこ</u> <u>れに違反する者に対する対抗</u> <u>措置等を当会社が定め、その適</u> <u>用を継続し、その内容を変更</u> <u>し、またはその適用を廃止する</u> <u>ことをいう。</u>
(新 設)	<u>(新株予約無償割当ての決議機関)</u>
	<u>第 42 条 当会社は、前条に規定する買</u> <u>収防衛策が定める手続に従い、</u> <u>取締役会の決議によるほか、株</u> <u>主総会の決議または株主総会</u> <u>の決議による委任に基づく取</u> <u>締役会の決議により、新株予約</u> <u>権無償割当てを行うことがで</u> <u>きる。</u>